

番号法別表第一に関する主務省令

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイ・ポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

社会 保障 分野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用 等
税分野		国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野		被災者台帳の作成に関する事務に利用 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日公布)の概要

1. 個人番号を利用できる分野

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)において、個人番号を利用できる分野は、社会保障、税、災害対策の3分野に限られている。

○具体的には、番号法別表第一上欄に掲げられた者が、同表の下欄に掲げられた事務(97事務)の処理に関してのみ、個人番号を利用することができることとされている(番号法第9条第1項)。

2. 本命令について

○番号法別表第一を受けて、本命令において個人番号を利用する事務の範囲を具体化するものであり、各事務について個別法律の根拠規定を明示するものである。

(例)

番号法別表第一

三十六の二 市町村長 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの

番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務とする。

本命令で規定する事務の概要

個人番号の利用分野として本命令で規定(計67事務)

社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付(5事務)
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付(1事務) ハローワーク等の事務等(1事務)
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続(11事務) 福祉分野の給付(8事務) 生活保護の実施等(1事務) 予防接種や感染症対策(2事務) 身体障害者福祉や精神障害者福祉(12事務) 低所得者対策(6事務) 戦傷病者戦没者遺族等への給付(9事務) 奨学金の給付(2事務)
税分野	国税及び地方税分野における、国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等への個人番号の記載、 当局の内部事務等への利用等(5事務)	
災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成に関する事務(4事務)	

社会保障分野の規定例

番号法別表第一

十二 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

第十二条 法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供又は同条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
- 二 身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務

税分野の規定例

番号法別表第一

十六 都道府県知事又は市町村長 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの

番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

第十六条 法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務とする。